

5世子若第376号

令和5年7月25日

世田谷区子ども・青少年協議会 様

世田谷区長 保坂 展人

地方青少年問題協議会法第2条第1項第1号の規定に基づき、下記について調査、審議願います。

記

若者と共につくる若者政策の実現に向けて